

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人東海宏和福祉会の役員及び評議員等について定めるものとする。

第2条 本規定でいう役員等とは、理事・監事及び評議員をいう。

(理事長以外の理事・監事及び評議員の報酬)

第3条 理事長以外の理事・監事及び評議員の報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給)

第4条 役員のうち非常勤ではあるものの施設外において適宜重要な法人業務を行う理事長に対して業務に応じた報酬を支給することとする。

なお、理事長が行う法人業務とは以下のとおりとする。

- ・稟議書の内容の精査および決済
- ・支払いに関する決済
- ・理事会の招集
- ・理事長の専決事項として法人が定めたものに係る業務及びそれに関する理事会への報告
- ・法人の資産管理
- ・事業計画及び予算編成
- ・決算関連業務として監事の監査を経て理事会及び評議員会の承認を得る。

(報酬等の支給額)

第5条 理事長報酬については、月額1,080,000円とする。

ただし法人の運営状況、財務状態、前項の理事長の行う業務の内容及び同業務の法人運営に関する重要度及びその他諸般の事情を勘案した上で、評議員会にて公正妥当と認められる金額に増減額できるものとする。

(支給日)

第6条 理事長報酬は毎月末日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の承認得て行う。

附 則

この規定は令和元年6月9日から施行する。

令和2年4月1日から施行する

役員費用弁償規定

社会福祉法人 東海宏和福社会

(目的)

第 1 条 この規定は、社会福祉法人東海宏和福社会の法人業務に伴う役員等に対する費用弁償について定める。

(業務の種類)

第 2 条 費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会への出席
- (2) 監事による定期又は臨時監査
- (3) 行政機関による監査の立会
- (4) その他理事長が必要と認めた業務

(費用弁償)

第 3 条 前条の費用弁償として次の表に定める額を支給できるものとする。

区 分	1日当たりの額
住所地在名張市内にあるもの	3,000円
その他の者	20,000円

- 2 前項の区分は役員の住所地により区分され、1日あたりの費用弁償は交通費を含むものとする。

(改正)

第 4 条 この規定の改正については、理事会の決議を要する。

附則

この規定は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。